

議案第70号

(普) 堀岸川護岸整備工事(第1期) 請負変更契約の締結について

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年南あわじ市条例第46号)第2条の規定に基づき、先に議会の議決に付し、工事請負契約を締結した(普)堀岸川護岸整備工事(第1期)について、三原川の流れ等により傷んだ大型土のうの撤去及び撤去に伴う土のう積み直し等を含む精算のため変更を行いたいので、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

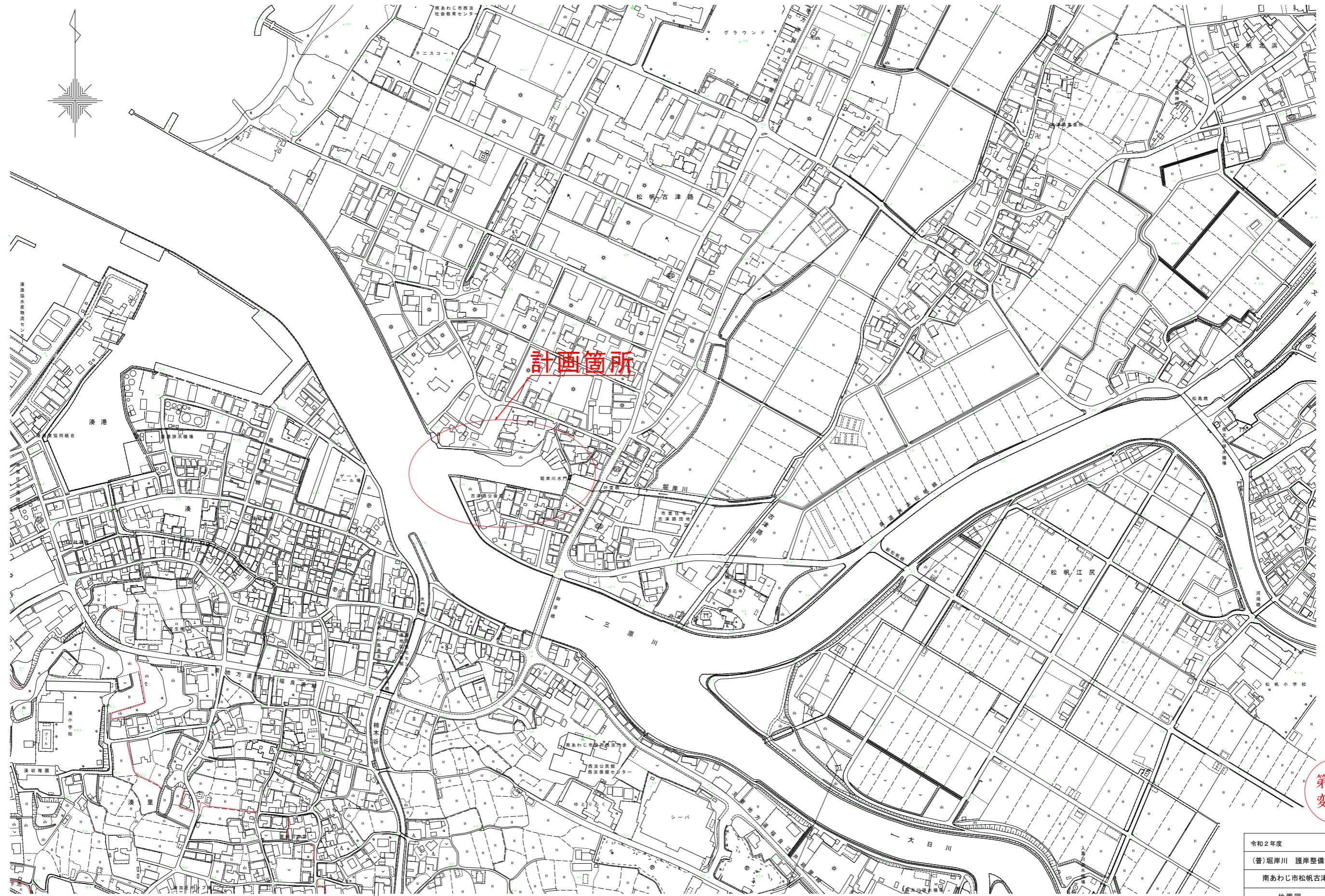
令和3年8月30日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 契約の目的 | (普) 堀岸川護岸整備工事(第1期) |
| 2 変更契約金額 | 167,517,900円 |
| | (現契約金額 166,307,900円) |
| 3 今回変更による増額 | 1,210,000円 |
| 4 契約の相手方 | 三原開発株式会社 |
| | 代表取締役 島田 弘和 |

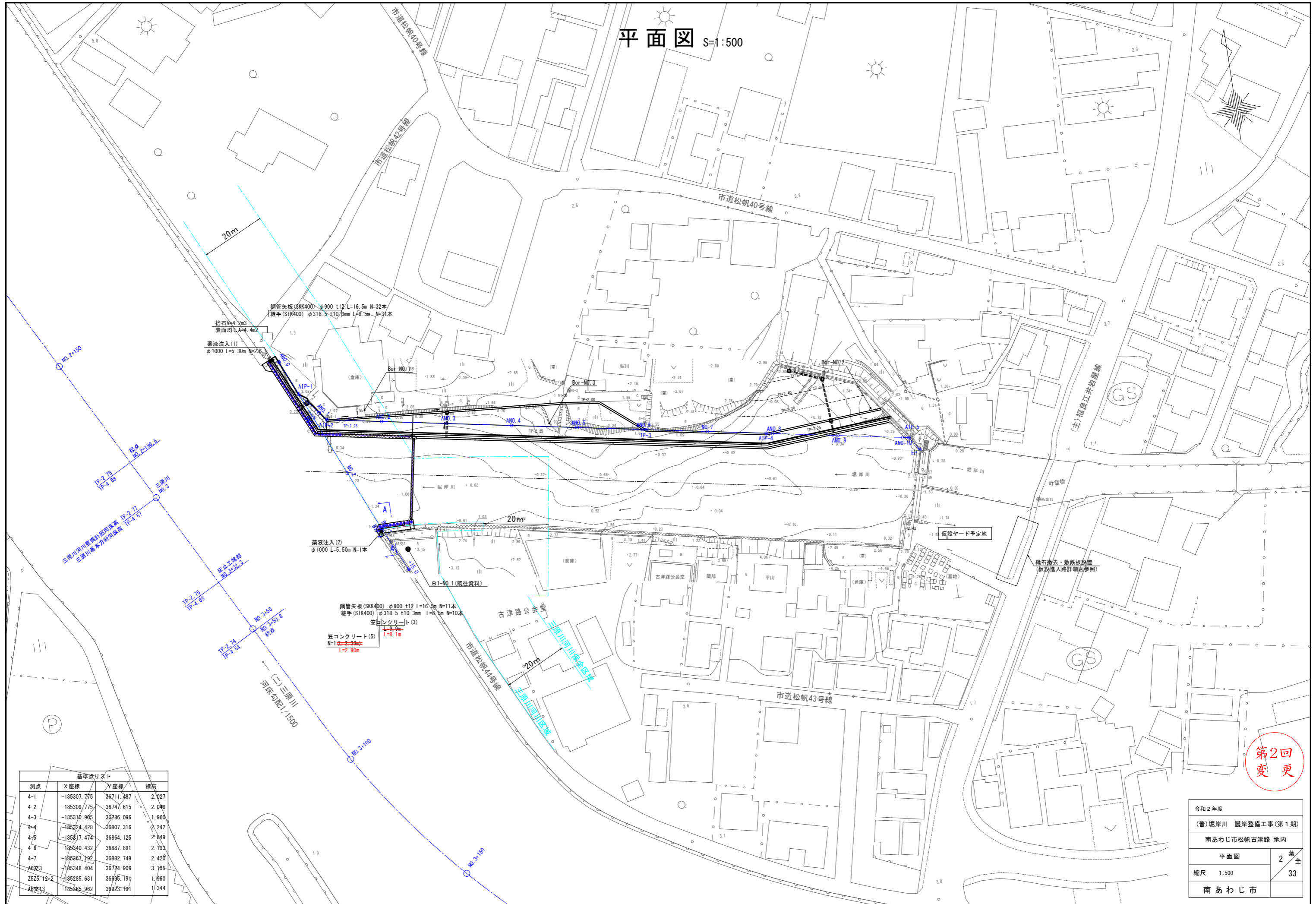
位置図 S=1:2500



第2回
変更

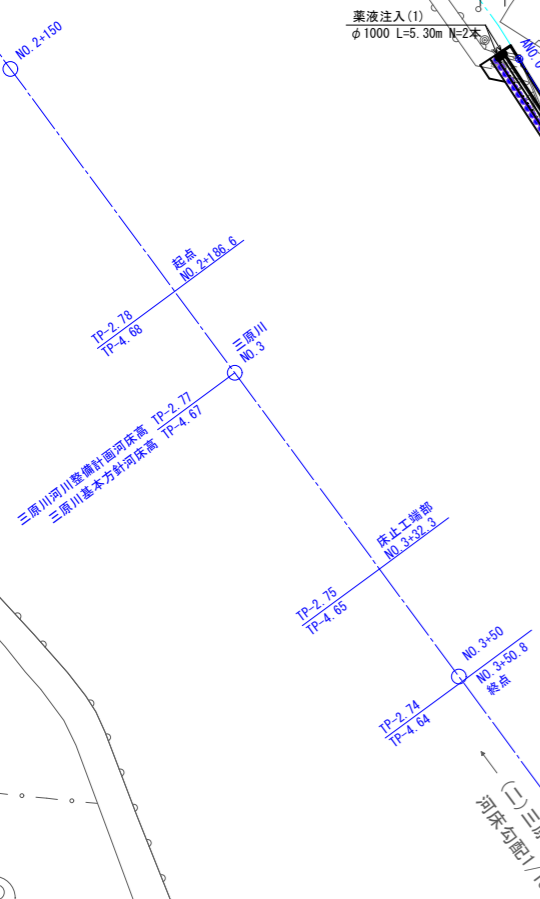
令和2年度	
(普)堀岸川 護岸整備工事(第1期)	
南あわじ市松帆古津路 地内	
位置図	1/業全
縮尺 1:2500	33
南あわじ市	

平面図 S=1:500



鋼管矢板 (SKK400) φ900 t12 L=16.5m N=32本
 継手 (STK400) φ318.5 t10.0mm L=8.5m N=31本
 捨石 V=4.2m³
 表面均し A=4.4m²
 薬液注入 (1)
 φ1000 L=5.30m N=2本

薬液注入 (2)
 φ1000 L=5.50m N=1本
 B1-NO.1 (既往資料)
 鋼管矢板 (SKK400) φ900 t12 L=16.5m N=11本
 継手 (STK400) φ318.5 t10.3mm L=8.5m N=10本
 笠付コンクリート (3)
 L=3.9m
 笠付コンクリート (5)
 N=1付 L=2.36m
 L=2.90m



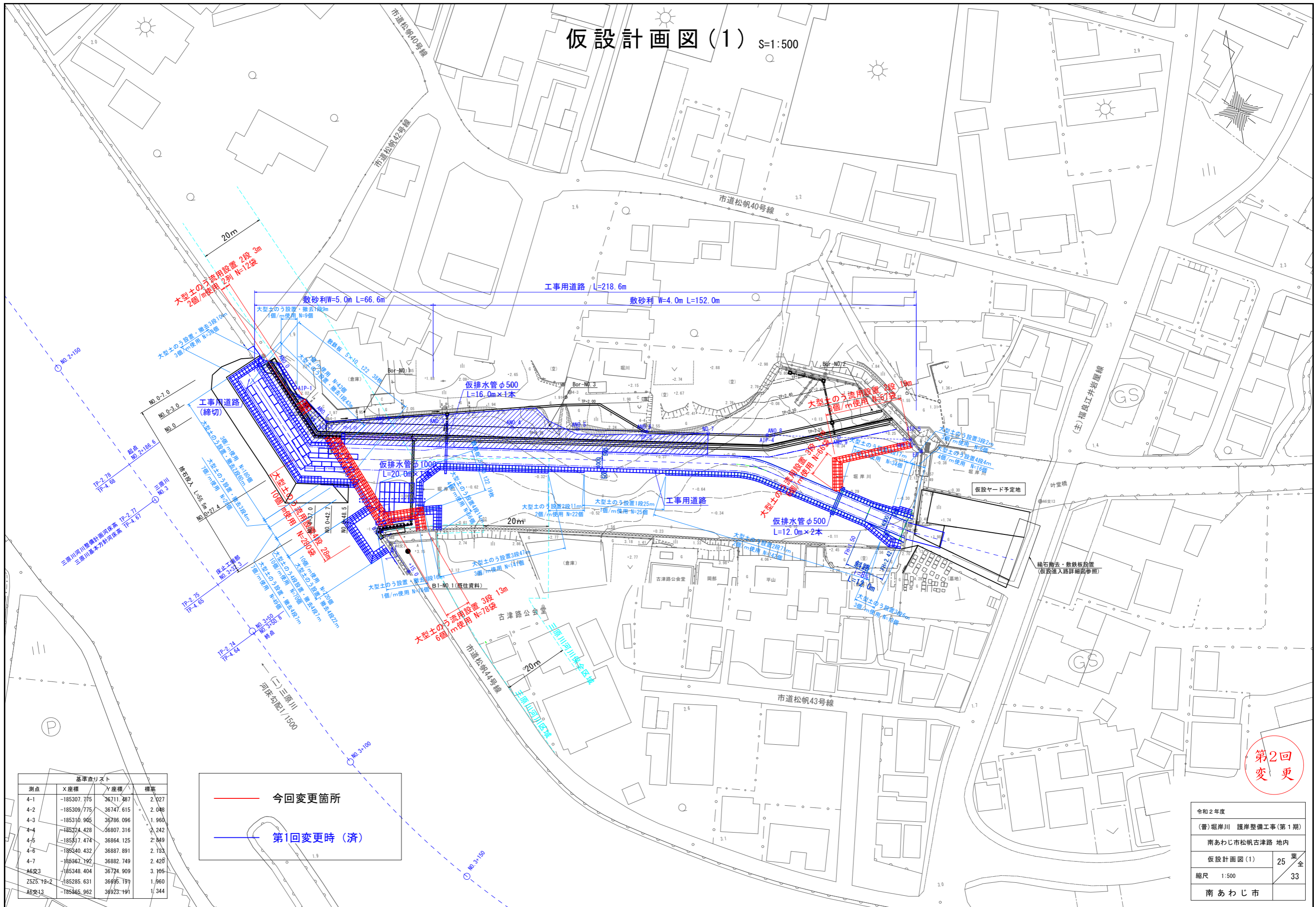
基準点リスト

測点	X座標	Y座標	標高
4-1	-185307.775	36711.487	2.027
4-2	-185309.775	36747.615	2.048
4-3	-185310.905	36786.096	1.960
4-4	-185324.428	36807.316	2.242
4-5	-185317.474	36864.125	2.849
4-6	-185340.432	36887.891	2.133
4-7	-185367.192	36882.749	2.420
A6交3	-185348.404	36724.909	3.105
Z5Z5.12-2	-185285.631	36695.191	1.960
A6交13	-185365.962	36923.191	1.344

第2回
変更

令和2年度	
(普)堀岸川 護岸整備工事(第1期)	
南あわじ市松帆古津路 地内	
平面図	2 業全
縮尺 1:500	33
南あわじ市	

仮設計画図(1) S=1:500



基準点リスト

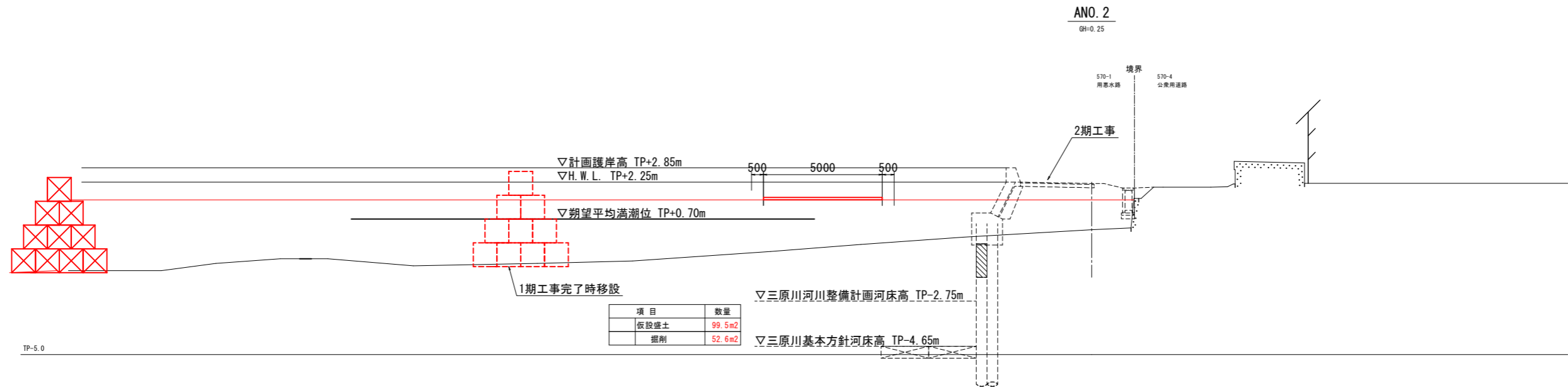
測点	X座標	Y座標	標高
4-1	-185307.775	36711.487	2.027
4-2	-185309.775	36747.615	2.048
4-3	-185310.905	36786.096	1.960
4-4	-185324.428	36807.316	2.242
4-5	-185317.474	36864.125	2.849
4-6	-185340.432	36887.891	2.133
4-7	-185367.192	36882.749	2.420
A6交3	-185348.404	36724.909	3.105
Z5Z5.12-2	-185285.631	36695.191	1.960
A6交13	-185365.962	36923.191	1.344



第2回
変更

令和2年度	
(普)堀岸川 護岸整備工事(第1期)	
南あわじ市松帆古津路 地内	
仮設計画図(1)	25 業全
縮尺 1:500	33
南あわじ市	

仮設計画図(2) S=1:100



第2回
変更

令和2年度	
(普)堀岸川 護岸整備工事(第1期)	
南あわじ市松帆古津路 地内	
仮設計画図(3)	27 / 業全
縮尺 1:100	33
南あわじ市	

議案第71号

兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することについて協議する。よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

議案第72号

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について別紙のとおり協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

1 設立基金について、関係市町へ分配する額は次のとおりとする。

(1) 豊岡市	107,836,604円
(2) 南あわじ市	39,453,303円
(3) 朝来市	63,174,609円
(4) 宍粟市	56,306,024円
(5) 淡路市	34,059,839円
(6) たつの市	55,924,830円
(7) 加東市	52,895,942円
(8) 猪名川町	26,074,504円
(9) 多可町	39,073,959円
(10) 稲美町	42,172,548円
(11) 播磨町	35,035,955円
(12) 市川町	24,800,465円
(13) 福崎町	34,485,444円
(14) 神河町	30,127,003円
(15) 太子町	43,243,037円
(16) 上郡町	28,499,218円
(17) 佐用町	37,480,099円
(18) 香美町	40,681,697円
(19) 新温泉町	35,628,410円

2 令和4年3月末における歳計現金については、前項各号に定める関係市町に均等に分配する。

設立基金の分配額計算書

設立基金残額 826,953,490円

構成市町	H20～H29年度 累積加入人員 (人)	分配割合 (%)	均等割 (3割相当) よる分配金額 (円)	累積加入人員による 分配金額 (円)	分配金額 (円)
豊岡市	307,317	16.4	13,057,161	94,779,443	107,836,604
南あわじ市	85,588	4.6	13,057,161	26,396,142	39,453,303
朝来市	162,503	8.7	13,057,161	50,117,448	63,174,609
宍粟市	140,232	7.5	13,057,161	43,248,863	56,306,024
淡路市	68,100	3.6	13,057,161	21,002,678	34,059,839
たつの市	138,996	7.4	13,057,161	42,867,669	55,924,830
加東市	129,175	6.9	13,057,161	39,838,781	52,895,942
猪名川町	42,208	2.2	13,057,161	13,017,343	26,074,504
多可町	84,358	4.5	13,057,161	26,016,798	39,073,959
稲美町	94,405	5.0	13,057,161	29,115,387	42,172,548
播磨町	71,265	3.8	13,057,161	21,978,794	35,035,955
市川町	38,077	2.0	13,057,161	11,743,304	24,800,465
福崎町	69,480	3.7	13,057,161	21,428,283	34,485,444
神河町	55,348	2.9	13,057,161	17,069,842	30,127,003
太子町	97,876	5.2	13,057,161	30,185,876	43,243,037
上郡町	50,070	2.7	13,057,161	15,442,057	28,499,218
佐用町	79,190	4.2	13,057,161	24,422,938	37,480,099
香美町	89,571	4.8	13,057,161	27,624,536	40,681,697
新温泉町	73,186	3.9	13,057,161	22,571,249	35,628,410
合計	1,876,945	100.0	248,086,059	578,867,431	826,953,490

議案第73号

損害賠償額の決定及び和解について

市道上の鉄板蓋跳ね上がりによる物損事故について損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和3年5月30日

2 事故発生場所

兵庫県南あわじ市津井1477番地12地先路上

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市道上の鉄板蓋が跳ね上がり、相手方の車両を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	車両	201,080円